

せたがやそだちを使用している事業者の皆様

「せたがやそだち使用店登録制度」



を活用しませんか!?

■せたがやそだち使用店登録制度とは

せたがやそだちを使用している店舗のPRを積極的に行うことにより、区民の方にせたがやそだちの魅力を伝えるとともに、農家の販路拡大及び店舗の消費拡大と地産地消の推進を図ります。(詳細は区のHPをご確認いただくか、都市農業課へお問い合わせください。)

■登録条件

- ① 東京都内に店舗等を有し、世田谷区内で収穫された農産物をおおよそ年間を通して使用していること。また、今後も世田谷産農産物を積極的に使用する意欲があること。
- ② 世田谷区内の農家より直接仕入れを行っていること。もしくはこれに準ずると区長が認める場合。
- ③ 使用している世田谷産農産物の情報をメニュー表、広告等で公開していること。
- ④ 配布されたステッカー、看板等の販促物を見やすい所に掲げること。
- ⑤ HPや広報等によりPRすることを承諾し、情報提供に協力すること。



■登録方法

区HPから「登録申請書」をダウンロードし、ご記入の上郵送にてお申し込みください。申請書をご提出いただいた後、店舗や料理等の写真をメール等でご提出いただきます。



■登録のメリット

- ① HP、冊子などで飲食店・仕入先ともに紹介します！
- ② 店舗⇄農家がそれぞれお互いの情報を発信することにより、PRを図ります！
- ③ 登録証を発行します！また、以下の看板やステッカー等販促資材を提供します！



【お問い合わせ】 世田谷区経済産業部都市農業課

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂2-16-7

電話番号：03-3411-6658



世田谷区HP